

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

III 社会保障政策

2 医療保障システム

今期は、超高齢社会の到来へ向けて、老人医療・保健についての新制度(改正老人保健法)が実施されたばかりでなく、医療保険制度の全面的な見直しによる保険制度の一元化の方向が示された。従来は、増大する老人医療費の負担を当面いかに解決するかという問題に議論が集中し、医療制度の基本的システム、医療供給体制のあり方、診療報酬制度、保健サービスなどを総合的・体系的に検討するという作業が見すごされがちであった。しかし、八七年一月、改正老人保健法が施行されて以降、右のような観点から医療制度全体を抜本的に見直そうとする動きがみられるようになってきた。

ここでは、(1)医療改革の基本的な方向、(2)医療保険制度の一元化、(3)医療供給システムの再検討などの諸点にしばって検討する。

医療制度改革の基本的な方向

厚生省統計情報部は、八七年六月二一日、一九八五年度の国民医療費推計結果を発表した。それによると、同年度の国民医療費は約一六兆円にのぼり、八三年～八四年度にやや落ち着きを見せた医療費は再び増加傾向に転じた。伸び率は六・一%増であり、同年度の国民所得の伸び率と同率である。

同年度の特徴は、入院医療費が初めて入院外医療費を上回ったことであり、国保を中心とした高齢層の医療費が増加要因として指摘されている。このような増加傾向は、今後ともつづくことが予想され、八七年度には国民医療費が一八兆円を超えると推計されており、さらに二〇〇〇年には四四兆円に達するともいわれている。右のような状況のなかで、政府としても危機感をいだいており、国民医療のあり方を総体的に問い返すこととなった。

二一世紀の超高齢社会に向かって、国民医療の規模はさらに増大するものと見こまれ、良質な医療を効率的に供給することがますます重要な課題となっているとの認識のもとに、厚生省は、医療制度のあり方に根本的な検討を加えることとし、八七年一月一四日に幸田事務次官を本部長とする「国民医療総合対策本部」を設置した。同本部は、四つの部会を設けて、医療システムの合理化・効率化の推進等を中心に検討することとなった。その結果、主要部分の方向および基本的な考え方が固まったことから、六月二六日、「国民医療総合対策本部中間報告」をまとめ、公表した。

中間報告は、「はじめに」のあと、「第一部・国民医療の現状と今後の方向」、「第二部・良質で効率的な国民医療をめざして」の二部構成からなっている。このなかで、とくに報告書の中心をなしているのは第二部で、(1)老人医療の今後のあり方、(2)長期入院の是正、(3)大学病院等における医療と研修の見直し、(4)患者サービス等の向上、(6)今後の検討事項の五項目があげられており、それぞ

れ現状分析をしたあと具体的な方策が示されている。ここでは、「第一部・国民医療の現状と今後の方向」のみを引用するにとどめておく。

【国民医療総合対策本部中間報告—第一部・国民医療の現状と今後の方向】

1 国民医療の現状 (高い健康水準と我が国の医療)

我が国はかつて国民病といわれた結核その他の感染症の克服、乳児死亡率のめざましい低下、最近における脳血管疾患による死亡率の減少などにより、今や世界有数の長寿国となり、国民の健康水準は大きく向上している。このような高い健康水準は、めざましい医学医術の進歩や医師を中心とする医療関係者の長年の努力の成果である。

また、国民皆保険体制を基本とする医療保険制度の充実や医療供給面での量的整備も医療を国民に身近なものとし、国民の健康水準の向上に貢献してきている。
(国民医療をめぐる状況の変化)

このような高い健康水準を支えてきた我が国の医療システムについては、その基本である自由開業医制と国民皆保険体制を、国民福祉の上から今後とも維持していかなければならない。

しかしながら、現行の医療システムを支えてきた経済条件、人口構成等の諸条件は今や大きく変わりつつある。例えば、高齢化の進展は今後とも老人医療費を中心に国民医療費の増大を招かざるをえないが、これを支える高い経済成長はもはや望めない状況にある。一方、健康に対する関心の高まりや所得水準の上昇などによって、国民はこれまでよりも質の高い医療サービスを求める傾向にある。

国民医療費の中で急速にウェイトが増大しつつある老人医療の現状をみると、老人の長期入院患者の増加がみられる。望ましい老人医療の在り方からみて、老人の心身の特性にふさわしい施設処遇や在宅処遇の在り方など現状には検討すべき課題が多い。

また、我が国の医療は従来の量的拡大から質的充実の時代を迎えたと言うことができるが、このような医療の質的充実という観点から、医師の研修や生涯教育の在り方、患者サービスの在り方などが問われている。

世界に誇りうる我が国の医療システムの基本は堅持しつつ、これを二一世紀の本格的な高齢化社会に耐えるものとしていくためには、このような状況の変化を踏まえ、国民医療全般にわたる構造的な検討が必要と考えられる。

2 今後の方向 (医療サービスの量から質への転換)

厳しい経済情勢や財政状況の下で、「質の良い」医療サービスを「効率的に」供給していくためのシステムづくりをこれからの医療改革の基本に据える必要がある。

また、成人病中心の時代にあっては、「自らの健康は自分で守る」、「自分の病気は最終的には自らが治す」というセルフ・ケアの観点を重視する方向で改革を行っていく必要がある。

診療報酬の在り方についても、現行の出来高払い方式を堅持しつつ、医療の質と効率性をより重視した方向で改革を行っていく必要がある。

必要な医療サービスは社会保険に基づく給付を原則としつつ、生活水準の向上などに伴ってニーズが高まりつつある「快適サービス」については、患者のサービス選択の幅を拡大する。

なお、このような方向に沿って医療制度全体にわたる改革を行っていくことが、結果的に医療費の適正化にも資するものと考えられる。

日本労働年鑑 第58集 1988年版
発行 1988年6月25日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 労働旬報社
* * * *年 * * 月 * * 日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
